

第1章

計画策定の背景

第1章

計画策定の背景

1 国際的な人権尊重の流れ

私たちは、この20世紀に言語に絶する悲惨な世界大戦を二度も体験しました。このことへの反省を込め、国際連合（以下「国連」という。）が1945年（昭和20年）に設立され、1948年（昭和23年）第3回国連総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

この世界人権宣言は、国際的な人権保障の理念と基準を示し、すべての人が世界中、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないことを、歴史上初めて公的に明らかにした画期的な意義を持つものです。

以来、国連は、この宣言の内容を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」など、人権に関する数多くの国際規範を採択しました。

また、人権問題を総合的に調整する 国連人権高等弁務官の設置(1994年(平成6年))や 人権関係諸条約の監視機関等の積極的活動などを行い、人権に対する世界的な規模での理解を深めていきました。

国連は、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間で「人権教育のための国連10年」と決議し、すべての国に人権教育に積極的に取り組むよう行動計画を示し、各国において

世界人権宣言

1948年12月の第3回国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

国際人権規約

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、及びの2つの規約について、1979年6月に批准している。

児童の権利に関する条約

(子どもの権利条約)

1989年11月に国連総会で採択。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。我が国は、1994年4月に批准している。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(女性『女子』差別撤廃条約)

1979年12月に国連総会で採択された条約。女性(女子)が女性(女子)である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性(男子)と同等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、1985年6月に批准している。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

(人種差別撤廃条約)

1965年12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995年12月に批准している。

国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することを求めました。

人権教育のための国連10年の取組により、人権教育推進の方向が構築され、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が推進されてきました。

しかしながら、21世紀に入った現在においても、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にまでさらされているという現状があります。

人権教育のための国連10年の取組の最終年（2004年（平成16年））12月には、国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されるなど、21世紀を人権の世紀とするための取組がさらに推進されようとしています。

2 国内の動向

我が国においては、1947年（昭和22年）に基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法が施行され、1956年（昭和31年）には国連に加盟して、国際社会の仲間入りを果たしました。そして、「国際人権規約」をはじめ「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」等を批准するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」など多くの国際年について積極的な取組を行いながら、国際的な人権保障の潮流に沿う方向で基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の同和対策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」

国連人権高等弁務官

1994年創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

人権関係諸条約の監視機関

国際人権規約をはじめ、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等の人権関係諸条約の締約国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。

人権教育のための国連10年

1994年の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められました。これを受けて、国においては、1995年12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年7月には、国内行動計画を策定。

人権教育のための世界プログラム

1995年から取組まれてきた「人権教育のための国連10年」が2004年末で終了することを受けて、2004年12月10日開催の第59回国連総会で、引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、2005年1月1日から開始することが全会一致で採択された。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1975年。

国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となる国連が提唱した年、1979年。

国際障害者年

障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1981年。

施行以来、3つの特別法に基づき、2002年（平成14年）3月まで33年間にわたる特別対策が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人等のさまざまな人権問題についても、男女共同参画社会や ノーマライゼーションあるいは 共生社会の実現などの理念の下に、その解決に向けたさまざまな施策が実施されてきています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連の 規約人権委員会をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人等さまざまな人権問題が存在すると指摘されているところ です。

こうした中で、1995年（平成7年）12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年（平成9年）7月には国内行動計画が策定されました。

この行動計画では、我が国において、人権という普遍的文化を構築することを目的に、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人などの問題を重要な課題としながら、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標としています。

また、1996年（平成8年）12月には、「人権擁護施策推進法」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月には人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度のあり方について、それぞれ答申が出されました。

これまでの国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会からの答申を踏まえた諸施策のより一層の推進を図るため、2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が制定され、同法に基づき、2002年（平成14年）3月に「人権教育・啓発に関する基本計画（基本計画）」が策定されました。これにより、

同和对策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和对策審議会が、1965年8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

同和对策事業特別措置法

1969年に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進。産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の重要な理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

規約人権委員会

「市民的政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、国際人権B規約）の各締約国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。5年に1回、締約国政府が提出した報告書をもとに、締約国政府代表と議論しながら審査している。

人権擁護施策推進法

1997年に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999年7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

人権教育・人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務とされました。

人権救済については、人権擁護推進審議会から、2001年(平成13年)5月に「人権救済制度の在り方について」、同年12月に「人権擁護委員制度の改革について」として答申が出されました。その後、この答申を基に、2002年(平成14年)3月に法務省から人権救済制度の整備等について定める「人権擁護法案」が提出されましたが、国会で廃案となり、2005年(平成17年)には、第162通常国会において議論されましたが、国会への提出が見送られました。しかしながら、政府が再提案を目指している「人権擁護法」の地方版ともいえる「人権侵害救済推進及び手続に関する条例(人権救済条例)」が鳥取県において、2005年(平成17年)10月に可決、成立しました。全国ではじめてのこの条例は、差別や虐待、社会的信用を低下させる誹謗中傷など人権を侵害する8項目を禁止しており、項目に該当する被害を受けたり、侵害を受ける恐れがある際は、同条例に基づいて設置される「人権救済推進委員会」に救済や予防を申し立てられます。

しかし、この条例は、加害者の氏名公表や過料、表現の自由との兼ね合いなどの問題点が多数指摘され、2006年(平成18年)6月施行を凍結する条例案が2006年(平成18年)2月24日開会の定例県議会に提出され、3月24日可決されました。

この凍結する条例案が可決されたことにより、県は今後、識者13人による条例見直し検討委員会を新たに設け、県内で実施される差別や虐待などの人権侵害実態調査の結果を踏まえて、条例を抜本的に見直す方向となり、今後の動向が注目されています。

(1) 京都府の取組

京都府では、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、府民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、人権教育・啓発の一層の推進を図るため、1999年(平成11年)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

人権擁護法案

被差別者の人権を守る実効的な法律の無い日本では、初の人権擁護を目的とする法律案。2002年の第154通常国会で提出されるも廃案。2003年2月に政府と党が一部修正し、再提出をする方針を固めたが、9月に法案提出を断念した。

人権侵害救済推進及び手続に関する条例(人権救済条例)

鳥取県が県議会に提案した条例で、正式には「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」とし、2005年10月可決成立。人種や信条、性別、身分、障害などを理由とした差別的取り扱いや差別的言動、虐待、セクハラ的な言動のほか、名誉や社会的信用を低下させることを目的に誹謗・中傷したり、私生活に関する情報を集めたりする行為などを「人権侵害」と定義している。

3月に、基本的指針として「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を策定し、関係部局と連携を図りながら、積極的に取り組まれました。特に教職員・社会教育関係職員、公務員などを「特に人権に関係する職業従事者」と位置付け、研修等が計画的に実施されるようになりました。2005年（平成17年）1月には、京都府行動計画を継承・発展させ、新京都府総合計画に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」へ向けて、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍文化を京都府において構築することを目標とする「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定されました。この計画に沿って、人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策に取り組まれています。

（2）八幡市の取組

八幡市では、憲法の本質に基づく民主的で文化的な市政の発展と、第3次八幡市総合計画の施策大綱の一つである「人が輝く地域づくり」を実現するため、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

近年では、1999年（平成11年）3月に、「八幡市同和問題解決のための行動計画」を策定し、同年10月に第1次実施計画をまとめ、残された課題である教育、就労、啓発などの解決を図るため、具体的な取組を進めてきました。

1999年（平成11年）10月には、「八幡市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、全庁的な推進体制の下、人権施策の総合的な推進を図ってきました。特に、人権教育・啓発については、2000年（平成12年）10月に策定した「人権教育のための国連10年八幡市行動計画」を中心として、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための多彩な取組を推進してきました。

また、女性、高齢者、障害のある人などのさまざまな人権問題についても、1991年（平成3年）に「男女平等社会をめざ

人権教育のための国連10年京都府行動計画

人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、1999年3月に京都府が策定。この計画に基づき、知事を本部長とする人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、さまざまな施策に積極的に取り組んできた。

新京都府総合計画

2001年1月に策定された2010年に向けた京都府づくりの基本的な指針となる総合計画で、「むすびあい、ともにひらく新世紀 京都」を基本理念としている。

新京都府人権教育・啓発推進計画

2005年1月に策定。「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を継承・発展させ、あらゆる人々が人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍文化を京都府において構築することを目標としている。

八幡市同和問題解決のための行動計画

第3次八幡市総合計画（1997-2006）を具現化し、同和問題の解決を図るために、1999年3月に策定。

同和問題解決のための行動計画に基づく第1次実施計画

同和問題解決のための行動計画に位置づけられている5つの対策別施策の体系に沿い、すでに実施している事務・事業及び新たに実施する事務・事業について、その主な事業の概要と内容を示した。1999年10月に策定。1999年度から2001年度までの3カ年であるが、この3年間で残された課題の解決に全力をあげ、その後、2年間で課題の整理を行い、2000年度以降、毎年、同和地区の実態や地区住民のニーズを踏まえて見直しをはかるもの。

人権教育のための国連10年八幡市行動計画

人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、2000年10月、人権教育・啓発推進に係る八幡市の基本的指針となる「人権教育のための国連10年八幡市行動計画」を策定。この計画に基づき、市長を本部長とする「八幡市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、さまざまな施策に積極的に取り組んできた。

す八幡市行動計画」、2001年（平成13年）4月に男女がともに輝く社会づくりをめざす「八幡市男女共同参画プラン」を策定してきました。また、「八幡市老人保健福祉計画」（1994年（平成6年））、「八幡市障害者計画」（1998年（平成10年））、「八幡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2000年（平成12年））を策定し、共生社会の実現などの理念を基に、その改善に向けたさまざまな施策を実施してきました。

とくに、我が国固有の同和問題については、1965年（昭和40年）に同和对策審議会の答申が行われ、その答申を具現化するため、1969年（昭和44年）に「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来、33年間にわたって特別対策を実施してきました。

こうした同和問題にかかわる実態的差別、心理的差別の解消をめざした総合的な施策が展開された結果、生活環境をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了し、さまざまな面で存在していた較差が大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況になったことから、2002年（平成14年）3月末日をもって終了し、産業、就労、教育等の残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

2003年（平成15年）に実施された 隣保館事業の充実に向けた社会調査では、人権侵害を受けた方は減少傾向となりましたが、人権侵害の種別では、部落差別・同和問題が占める率が高い結果となりました。

京都市においては、2003年（平成15年）7月に司法書士が職務上請求用紙を使って戸籍謄本を不正取得し、身元調査をするなどの結婚差別事件も起きています。また、その他にも、差別や偏見、虐待などにより精神的・肉体的な苦痛を受けている人々が多くおられます。

部落差別をはじめ、あらゆる差別を禁止し、人権侵害の被害者を救済する法制度を確立することは、緊急の課題であることから、2004年（平成16年）12月から2005年（平成17年）

八幡市男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法が1999年に制定され、2000年12月、国の男女共同参画基本計画が策定された。同法に基づき国の基本計画を勘案した都道府県男女共同参画計画として、京都府は、2001年に新KYOのあけぼのプランを策定。八幡市では、2001年4月に2011年3月までを計画期間とする「八幡市男女共同参画プラン」を策定した。同計画の中間年（2006年3月まで）である2005年度に中間まとめ・中間見直しを実施した。推進期間は、2006年4月から2011年3月までの5年間。

八幡市老人保健福祉計画

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、保健、医療、福祉に携わる機関や地域の諸団体が要介護老人や家族を総合的かつ有機的に支援していくシステムを確立するための計画。

八幡市障害者計画

ノーマライゼーションの理念を実現するため、自助、共助、公助を組み合わせ、障害がある人もない人も地域であたりまえの生活を送ることのできる条件整備を示した計画。

八幡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」を基本理念とし、介護保険サービスや保健福祉サービスをはじめとする高齢者の生活全般に係る施策を体系的・計画的に推進する計画。高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体として策定されている。制度の利用状況や市民の需要動向、その他介護保険をめぐる諸情勢を勘案し、3年ごとに改定することとなっている。

隣保館事業の充実に向けた社会調査

2002年8月に国から示された「隣保館設置運営要綱」の基本事業である社会調査及び研究事業に基づいて実施した。隣保館の今後のあり方や住民ニーズの把握と同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けての基礎資料とするのが目的。1993年の「同和地区生活実態等把握調査」以来10年ぶりの実施。

6月に向け、八幡市をはじめとする山城地域17市町村の議会で、人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書が可決され、国の関係行政庁に意見書を提出してきました。

人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書

1993年の国連総会で日本政府も賛成し採択された「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」に基づく人権機関を設置し、国際的な責務を果たす必要があることから、国において、人権侵害救済制度確立のために実効性のある「人権侵害救済法」の早期制定を求める意見書を山城地域（京都府南部）17市町村の議会で可決され、地方自治法第99条の規定により国に提出した。